

第2回手話施策推進協議会

日時：平成26年3月25日（火）午前10時～12時

場所：とりぎん文化会館 第4会議室

- (荒田) それでは時間になりましたので、ただいまより第2回鳥取県手話施策推進協議会を始めさせていただきます。まず初めに福祉保健部、松田部長よりあいさつを申し上げます。
- (松田) おはようございます。本日はこの年度末お忙しい中だと思いましたが、委員の皆さまには、お時間を取っていただきお集まりいただきまして本当にありがとうございます。県内からあるいは遠方からも駆けつけてくださいました。本当にありがとうございます。25年度は、本当に素晴らしい年になったと思います。そこにいらっしゃるほとんどの方々と一緒になって、手話言語条例、鳥取県の手話言語条例というものを立ち上げさせていただきました。その流れは全国にまで広がっておりまして、本当にうれしいことに知事以下、係員も西へ東へといろいろな講演会にお声かけをいただきまして、はせさんじているところでございます。全国で手話言語条例の波が広がっているなという、本当にうれしく思っているところでございます。今回は、その条例の中に規定をされました、手話施策推進協議会の第2回目ということで、12月に開催をさせていただきました、2回目が今日ということでございます。新年度に向けて予算の策定をいたしました。そのご説明と、それから計画についてのイメージをご提案させていただいておりますので、皆さまからのご意見をこの計画の方にいただければと考えております。予算は承認されましたけれども、今後もさまざまなご意見をお伺いしながら、より一層取り組みを進めて参りたいと思っております。本日は忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。
- (荒田) ありがとうございます。議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。本日の協議会の資料を事前に送付させていただいたものをご持参いただいているかと思えますけれども、もしお持ちでない方は受け付けのところにございますのでお知らせください。それから各席の方に本日の配席図。それから教育委員会の方で作成いたしました手話ハンドブック入門編をお配りしていると思えます。ないという方いらっしゃいませんか。それでは議事の際の注意事項についてお願いを申し上げます。発言される際は、挙手をしていただいた上で所属とお名前を名乗ってからご発言いただきますようお願いいたします。また本日、手話通訳に入らせていただいておりますので、はっきりとわかりやすくご発言いただけると大変ありがたいです。それでは、ここからの進行は石橋会長に引き継ぎたいと思えます。どうぞよろしくようお願いいたします。
- (石橋) 皆さんおはようございます。平成25年度、先ほど松田部長の方からもお話がありました通り、昨年10月8日に手話言語条例が成立、そして11日に施行されたということで、あらゆる面でいろいろな形で変化を遂げています。手話がかなり広まっているということも現実的にあるわけで、私の方も全国からいろいろ問合せを受けておりますし、講演

依頼に出かけるということもやっております。やはり手話言語条例の関心が非常に高まっている。鳥取県としても大きな出来事だったと思っております。本日の2回目の施策推進協議会ですけれども、今回は、12月25日に開催されましてちょうど3か月後の今日、開会されるということで、のちほど事務局の方から説明いただくこととなりますけれども、今日の中心のテーマは、手話の推進に係わる計画が中心に議論されることとなりますが、平成26年度の予算、これは先日の議会で承認をされています。その内容について、事務局の方から計画と予算についての説明があって、その後、皆さんと議論を交わりたいと思いますので、ご協力の方よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。まず、平成26年度、当初予算につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

(秋本) それでは、先週成立しました平成26年度当初予算について説明させていただきます。内容は、昨年の12月に第1回協議会で出ている予算事業の項目とだいたい同じ内容となっております。ただ予算が成立しましたので、金額が入っているというところと、もう少し具体的な内容になったということがあります。それでは、資料の1ページをご覧ください。左上のところに事業名として、障がい者の情報アクセス・コミュニケーション支援の取り組みと書いてあります。ここには、手話の関連だけではなくて、盲ろう者、視覚障がい者の関連の予算もまとめて表示をしておりますが、手話の部分だけ説明をさせていただきたいと思います。最初に2、主な事業内容というところの(1)手話言語条例制定1周年記念「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」という事業がございます。これは12月の時にはまだなかった事業でございまして、その後には予算を編成する過程で登場した事業でございます。12月の段階では、手話言語条例制定1周年記念事業という四角で囲ってあるものの下の方。基調講演ですとか、先進事例の報告、パネルディスカッションといったものはあったと思いますが、上の全国高校生手話パフォーマンス甲子園というのは、まだなかったと。それが予算編成の過程で新しくやろうということになりまして、ここでお示しをしております。内容としては、高校生を対象とした手話パフォーマンスの全国コンテストを開催すると。今年の11月23日に鳥取市で開催する予定です。対象者は、手話を使ったパフォーマンスを行う高校生。内容は、手話で表現するダンス、歌など。この辺りは、4月に実行委員会を立ち上げて内容を考えていきたいと思っております。全国に募集しまして、全国の高校生に呼びかけて開催をしたいと考えている事業でございます。それから次(2)が、手話でコミュニケーション事業ということで6,500万あまりでございます。こちらは(障害者)総合支援法に基づく手話通訳者の派遣ですとか、これまで継続的にやっている事業も含まれております。手話通訳者の養成ですとか、処遇改善ということで、派遣の報酬単価の引き上げを行う、今時間2,000円ですが、これを時間3,000円にするといったものを盛り込んでおります。次に2ページをご覧ください。③として、手話の普及ということで、今年度実施しております手話ミニ講座ですとか、手話学習会、企業の開催する手話学習会の講座などが書いてあります。④として、手話を使いやすい環境の整備としまして、遠隔手話通訳サービス

モデル事業ですとか、新しいものとしては、手話ガイドの制作というのがありまして、観光地をろう者の方に手話で紹介していただく動画作成などが盛り込まれております。それから（3）として、聴覚障がい者センター事業ということで、2,164万円でございます。聴覚障がい者センターの概要とありますが、実施主体として、鳥取県聴覚障害者協会が運営する形になります。場所としては、鳥取、米子、倉吉の3か所に置くと。それから機能としては、手話通訳者の養成派遣ですとか、聴覚障がい相談員の配置。日中活動の支援などを行っていくというものでございます。次にこのセンターに関連する経費として、聴覚障がい者センターの整備ですとか、字幕入り映像の貸出しなどの事業が盛り込まれております。それから要約筆記の事業もこちらのセンターで行うこととなります。次に4ページをご覧ください。さっき、2ページで手話ガイド制作というのがございました。観光地をろうの方が手話で紹介する動画の制作というのがございましたが、これは鳥取砂丘に特化したものでございます。鳥取砂丘の中で馬の背ですとか、オアシスですとか、それぞれ地形的特徴がありますので、そういったものがどのようにしてできたのか、といったことが紙に文字で書いてあるパンフレットはあるんですが、手話で説明をしたものがないということで、そういった動画を作ろうということでございます。次に5ページでございます。教育委員会の事業でございます、この中の3の（2）の全ての児童と生徒が手話を学び習得するという項目について説明をさせていただきます。一番上に手話学習教材作成委員会の開催、手話学習教材の作成等ありまして、今お配りしているのが、入門編のハンドブックでございます、これの次に活用編というか、応用編を作る予定にしておりますので、その関連の経費でございます。それから手話普及コーディネーターと手話普及支援員の配置ということで、780万です。6ページをご覧ください。手話普及コーディネーターと手話普及支援員の事業イメージでございます。現在、お手元にあるような手話ハンドブックというのは、小中高の全生徒に配布されている状況ですが、学校の先生も皆さん手話を勉強されている方ばかりではないので、これを使って手話の学習を進める上でサポートする方を作ろうということでできたものでございます。左の方に小中学校がありまして、右の方に手話普及支援員というのがあります。手話普及支援員というのは、地域のろう者であったり、手話サークルの方、聾学校のOBの方などを想定しておりまして、こういった方が地域の学校に行って手話学習をフォローすると。手話普及コーディネーターというのが真ん中にありまして、こちらが鳥取聾学校の本校と米子のひまわり分校にこの手話普及コーディネーターという方が配置され、小中学校はそのコーディネーターに依頼する、するとコーディネーターは、普及支援員をコーディネートしてその学校に派遣をする。それで手話学習を進めるという仕組みでございます。こういった取り組みを26年度に制度として作りたいということです。予算の説明は以上です。

（石橋） 事務局の方から平成26年度予算について説明がありました。皆さん何か質問ですとか、ご不明な点、知りたいということがありましたら、遠慮なさらずにご発言ください。今回は、大きな目玉といたしまししょうか、高校生による手話パフォーマンス甲子園。前回説

明がなかったことで、今回初めての説明だったと思うのですが、それも含めて皆さま方、どうぞご意見、ご不明な点等あればご発言ください。

(戸羽) 質問なんですけど、前回の協議会の際には載せてありませんでした高校生の手話パフォーマンス甲子園についてですけれども、新しく記載されていますが、甲子園といえば毎年開催されるというイメージが自分の中にはありますけれども、これは毎年開催されますか。そのあたりを教えてください。

(石橋) それでは事務局のほうからご説明お願いいたします。

(日野) 手話パフォーマンス甲子園ですけれども、手話言語条例の1周年記念の事業を12月段階でやろうと思っていましたが、単純にそれだけではなくて、やっぱり全国にどんどん情報を発信していくという意味合いが必要だろうということで考えた事業でございます。1年ぽっきりで終わってしまったら、多分全国に情報を発信し続けるということがなかなかできなくなるとお思いますので、担当課としては、毎年やっていきたいと考えているところです。

(石橋) 戸羽委員いかがですか。

(戸羽) 毎年開催されるということですね。とてもそれは賛成です。いいことだと思います。全国的にも手話言語条例が、取組みが広がっているということでもあります。それに合わせて高校生の皆さんのパフォーマンスを通して手話というものに関心を高めていただくということで、対応しています。ぜひ毎年開催し続けていただきたいとお思います。お願いします。

(石橋) 会長です。ほかに何か質問はありませんか。

(藤井) 今の高校生パフォーマンス甲子園のことにに関してですが、対象が高校生となっていますけど、例えば高校を中退している人もいると思うんです。対象に関しては柔軟な対応ということは考えておられますか。

(石橋) じゃあ事務局、この質問の説明をお願いします。

(日野) 手話パフォーマンス甲子園ですけども、今大卒、何となくのイメージといいますか。高校生に健聴者もろうの方も、ミックスでも構いませんけれども、集まって手話に関するパフォーマンスをしていただくというイメージが今できております。ただ、例えば中退された方とか。そういう細かいところまで、まだパシッと決まっているものではありませんので、ご意見も含めて考えさせていただきたいなとお思います。

(藤井) ありがとうございます。

(石橋) ほかに何かありませんか。

(藤井) 先ほどの資料6ページ、手話普及コーディネーターが、聾学校の退職教員と書かれていますけれども、聾学校を退職された先生というのと、たぶん高齢な方だと思うんですけども、その先生が在職されていたころは、多分聾学校で手話は禁止というか、使われていない状況の時にいらっしゃった先生ではないかなとお思うのですが、そういう方がコーディネーターをされるんでしょうか。教えてください。

(石橋) 説明をお願いします。

(足立) 今説明がありました、退職教員という部分ですが、そんなに古い時代の教員の方というイメージではなくて、今お願いしようと思っているのは、そういった理解のある、どちらかというと現役に近い方、管理職を経験された方をお願いをしようと思っています。

(藤井) ありがとうございました。

(石橋) 他はいかがでしょうか。お願いします。

(国広) そのコーディネーター事業の関係についてお尋ねします。手話普及支援員は公募という形をとられるのでしょうか。それとだいたい何人ぐらいを想定していらっしゃるのでしょうか。例えば、東中西という圏域で何人かぐらいは確保したいという、ある程度の試算があるのかどうか。それをお尋ねしたいと思います。

(足立) お尋ねいただきました手話普及支援員についてですが、これから年度が明けましてから公募、募集をかけたいと思います。どちらかというボランティアに近い活動をしていただく形になりますので、ご協力いただく方に広く声かけをして募集をしたいと思っています。人数についてはですけども、まだ具体的に何人を目標というところまでは、計画していないのですけども、できるだけ各学校の支援に当たっていただくということを考えますと、圏域ごとにある程度の人数の支援員等を確保したいなと思っているところです。数字までは、何人といったところは出しておりません。

(国広) ありがとうございました。

(石橋) 他にいかがでしょうか。

(国広) 手話ハンドブック拝見をさせていただきました。これから活用編を次年度に向けて作成をされていくという計画があるということです。それで、例えばこのハンドブックを見ますと、少し違和感を覚える部分があります。例えば6ページをご覧くださいと思うんですが。おはようございますということで、1、2、3。3ぐらいから少し手が強調され、4になるとものすごい強調されているんですよ。私にとっては、不自然さを感じます。これは特にわかり易くという面から捉えられて、こういう写真撮りになったのかなど。ほかを見ますと、だいたいそうなんです。最後の部分がものすごく大きくなって。この辺のところをもう少し図1と2と似たような大きさで出せないか。今後の活用編をお作りになるに当たって、少し検討していただければと思います。もう1点。これを一般の方々が求められることはないのか。児童生徒に配布してありますので、それを通じて保護者の方がご覧になって学んでみたいと思った時、どこかへ行って学べる場所がある。それで今8万部の作成なので、それが全部児童生徒に配布されて、一般の方に目に触れないのはもったいないと思います。この点に関して、お考えをお聞きしたいと思っています。

(石橋) お願いします。

(足立) 2点ご意見をいただきました。まず1点目ですが、写真の絵が大きいという部分です。これ実を申しますと、職員で作成をして作っておりまして、そういった部分でミスのな部分もあったかと思えます。どうしても手が前の方に出てくるものですから、写真を撮った時にどうしても手がアップになってしまった部分があります。そういった部分で

うしても終わりの方の部分で手が大きくなっていくということもあるかと思います。この辺りは、今度の活用編を作成するに当たって参考にさせていただきたいと思います。それから2点目の手話ハンドブックを一般の方にとということでございます。これを各学校に配りましてから、マスコミでも取り上げていただきましたし、子どもさんが持ち帰ったということもありまして、私どもの方にも、有償でもいいから販売してもらえないかという声をいただいております。現在財政課と話をしております。一般の方々、欲しいという方々には、実費、今想定している100円で、実際100円で有償頒布することを予定しております。県の刊行物でこれと同じような有償頒布も行っておりますので、それと同じように東部、中部、西部総合事務所の県民局の方で購入ができる形で手続きを進めているところでございます。以上です。

(国広) ありがとうございます。

(足立) それと、補足ですけれども、ホームページにも同じものを載せておりますので、ホームページからもダウンロードはできるようにしているところです。

(後藤) 補足です。聾学校も協力していますので。ここに出ている職員は、5名が本校の職員でして、女性1人は教育センターの職員で、みんな聴覚障がいの職員でございます。写真を撮ったのは素人ですので、手が前に出るといふのもあるので、次回の応用編の時はしっかり話をしながら技術を磨いて良いものが撮れるようにがんばりたいと思います。何回も撮り直してやっとここまでこぎつきましたので、今の段階ではこれが精一杯かなと思っています。

(石橋) いいでしょうか。

(国広) はい。

(石橋) 戸羽委員お願いします。

(戸羽) 手話通訳者トレーナー、予算を付けていただいたことはとてもうれしく思います。以前の説明の中では2名というお話で、今回は1人という説明だったと思うのですが、その辺り説明をお願いできないでしょうか。

(石橋) 事務局の方説明をお願いします。

(秋本) 前回12月にお示しした内容には、ろう者トレーナーが1人、手話通訳者トレーナーが1人ということで2人ということだったのですが、結果的に予算としてついたのは、1人となっております。ちょっと力不足だったのかも知れませんが、ただ1人はつきました。1人になりましたのは、業務の内容をろう者のトレーナーであれば手話表現技術の指導とか、手話通訳者のトレーナーであればその手話通訳技術の指導ということで分けて業務内容を整理していった結果、合わせて1名、1人役という予算のつき方になったということです。なので、内容的には、前回お示ししたような、ろう者トレーナーとして想定していた手話表現技術の指導といったような内容も入っています。ただ予算上の人役としては1名ということでございます。

(石橋) いいでしょうか戸羽委員。

(戸羽) 1人役では足りないと思います。通訳者を早急に増やすためには、2人役必要じゃない

かと思うのですけども、これは来年度ぜひがんばっていただきたい。2人役取れるように是非がんばっていただきたいと思います。

(石橋) このような要望がありましたけどいかがでしょうか。

(日野) ご意見ありがとうございます。今年は、担当課としては2人役ということで臨みましたが、力及ばず1人役ということになりました。それで来年度につきましては、例えば、実態として1人だけだと非常に厳しいとかそういうことがあれば、逆に胸を張ってやっぱり必要なだと要求することができますので、県としましては、実績をあげていただいて、それに基づいてしっかりと要求していきたいと思います。

(石橋) 藤井委員お願いします。

(藤井) トレーナーという方の仕事内容が具体的に見えてこないのですけども。現場で手話通訳者を養成する現場というのは、通訳現場という意味ですか。私たち登録通訳者は、現任研修というのを年に10回ぐらい受けるんです。そのときみんなが集まって学習することはできますけれども、現場で実際に自分が通訳した時に、自分のこの通訳で良かったのか。実際にろうの方に伝わっているのかというのを確認するのはなかなか難しいんです。そのときにトレーナー役の方が見てくださって、「あのときはこうした方が良かったよ。」とか、「こういう表現の方が良かった。」というアドバイスをいただけたら私たちは、すごくうれしいなと思うのですけども、でも県に1人だったらそんな無理な話ですよ。だからトレーナー役の仕事を具体的に教えて欲しいなと思います。

(石橋) では、説明をお願いします。

(秋本) 今想定しておりますのは、さっき言われたような通訳現場を回ってもらうイメージです。ただ、1人なので全ての現場を回るということはできませんが、ただ現場でのアドバイスが一番良いのではないかと思いますし、終わった後で意見交換もできればまた良いと思いますので、基本的には現任研修会でそれぞれの経験を持ち寄ってというのは、それはそれでやって行くんですが、その場でどうだったという助言などをしていただく、といったイメージです。

(石橋) どうでしょうか。

(藤井) あの実際に現場で助言をいただくと本当にありがたいと思います。本当に1人だと絶対にお会いできないなという思いで非常に残念です。これから活躍を期待して増員をよろしくをお願いします。ありがとうございました。

(石橋) はい。どうぞ。

(国広) そのトレーナーに関連してですが、この600万という予算は人件費相当と考えてもよろしいのでしょうか。今、戸羽委員の方から1人役という話が出ていましたが、つまり雇用と捉えてよろしいのでしょうか。

(石橋) 説明をお願いします。

(秋本) 今予定していますのは、鳥取県聴覚障害者協会に事業として委託します。そちらの協会の方で雇用という形で、常勤の職員を雇用していただく。そういうイメージです。ですので600万ぐらいの予算がありますが、これは人件費相当という理解で結構です。

(国広) ありがとうございます。

(石橋) 手話施策推進計画案についてすごく大事ですので、今回の質問、最後にさせていただいて、時間があればまた質問を受けたいと思います。それでは、校長先生よろしくお願ひします。

(後藤) 5ページの(2)の3番目。モデル校が4校。前回は東中西1校をモデル校に指定する、これは(鳥取聾学校の)交流校以外という話だったと思うのですけれども、変わったんですか、そこは。

(足立) ご質問の5ページの2の(2)の下から2つ目。聾学校児童生徒との交流学习ということで、内容のところに鳥取聾学校と交流中の4校をモデル校としてということになりました。前回は、交流校以外のところを含めて10校という形でお話をさせていただいたと思います。これは私共としては、交流校以外に東中西2校ずつというイメージで、広げていきたいということで、予算は要求していたところなんですけども、財政とのやり取りの中で、現在の交流校をまずやるということで、変更になった部分です。

(後藤) わかりました。

(石橋) では次の議題に入りたいと思います。鳥取県手話施策推進計画案につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

(秋本) 7ページをご覧ください。9ページ以降に幾つか資料を付けていますので、最初に資料をざっと紹介させていただきます。9ページが、鳥取県障害者計画でございます。9ページと10ページですね。10ページの四角で囲ってあるところが手話に関連する記述です。県の障害者計画ですので、県の障がい者施策全般の方向性が記されている計画ということでございます。それから11ページから14ページまでが、鳥取県障害福祉計画というものでございます。似たような名前なんですけど、先ほどの障害者計画と比べますと、例えば14ページの表にあるように障がい福祉サービスの供給量を示す。そういった計画ですので、手話の関係では、手話通訳者の養成研修事業、左に丸してあるところですが、登録者数の目標人数みたいなものが記されているという計画でございます。それから15ページは、現在の登録手話通訳者数何名といった資料です。16ページは、県が講演会、イベント等に派遣をしております、派遣実績を示しています。やはり今年度は、昨年度、一昨年度に比べるとかなり派遣が多いのですが、特に条例が成立した10月以降急増している状況です。それから17ページから20ページまでが、昨年手話言語条例を制定する前に実施した「県政参画電子アンケート」といいます、四百何十名か県に登録していただいている、色々なテーマのアンケートを答えてもらっています。20ページまでがその内容でございます。それから21ページは、全日本ろうあ連盟のホームページからの一覧でございます。手話言語条例マップとか手話言語法の意見書採択マップといったものが作られています。それから21ページが手話言語条例制定後の講演依頼の状況、県外からも依頼があります。次の23ページは、企業向けの手話学習会補助金の活用状況です。これまでに28回、この補助金を使って手話学習会が開催されておりまして、参加人数はまだ計画人数のところもありますが、約1,100の方が参加をしてい

るということです。それから 24 ページが、ミニ手話講座の参加状況です。明日千代三洋工業で行われるものが今年度の最後ということになります。、だいたい 300 名ぐらいの方が参加をしていただいているということです。それから 25 ページから 27 ページまでが、学校での取組みで手話ハンドブックを使った手話学習の様子ですとか。今年は障がい者芸術・文化祭がありますので、手話歌の記事などを示しております。ということでちょっと戻っていただきまして、7 ページが、手話施策推進計画についてで、こちらの説明をさせていただきます。こちらの手話施策推進計画といいますのは、昨年成立した手話言語条例 8 条 1 項に基づきまして、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定めるものです。条例で定められておりますが、この手話施策推進計画のエッセンスを先ほど 9 ページ、10 ページにあります鳥取県障害者計画の中に盛り込むこととしたいと思っております。現在予定しております計画期間としては、平成 27 年度から平成 35 年度までということで、鳥取県障害者計画と合わせた期間としております。先ほど来年度の当初予算の説明をさせていただきましたが、やはり予算は基本的には単年度の事業ということになりますので、5 年先ですとか 10 年先の目標を定めてという形にはなかなかない面がありますので、こういった計画で目標を定めて、それに向けて事業を実施していくということになるかと思っております。計画期間は 35 年度までで、36 年度以降はまた改めて作るということでございます。それから障害福祉計画が、3 年ごとに作成されておりますので、その作成のタイミングでこの手話施策推進計画の点検や見直しを実施していきたいと思っております。それから計画のイメージ、項目、骨格のようなものが 3 番でございます。最初に前書きなどがあり、計画の位置づけや計画期間が定められます。それから条例に基づくものですので、条例の理念に近いものになるかとは思いますが、計画の理念を定めまして、この計画の中でこういった施策を定めていくかというのが、右側（4）からになります。今考えておりますのは、手話の普及とか手話を使いやすい環境を整備するというで、2 種類あるのではないかと考えております。手話の普及で、これまで手話を勉強して来なかった人が手話を覚えるという意味での手話の普及でございます。それから二つ目として、例えば手話通訳者の方が増えるといった形で、ろうの人たちが社会参加しやすい環境を作るという意味での手話の普及、そういったものがあるかと思っております。一つ目の一般の方向けの手話の普及という意味では、ただ単に手話を覚えるというのではなくて、聞こえる人とろうの人が交流をして、お互いの理解を深めながら手話を学ぶという方向がよいのではないかと考えております。特に手話学習会とかミニ手話講座の様子などを見ましてもやはりろうの方が講師で、ろうの人に手話を習うというのが良いようですので、そういった形で手話を覚えていくのが自然な覚え方ではないかと思っております。それから 8 ページ、手話が使いやすい環境整備ですが、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境を作るという意味で手話通訳者の養成などの施策を展開していくということでございます。それから（6）がこの分野別の施策ということになっております。（6）の内容を体系的に整理すると（5）の体系図というののできてくるということです。（6）の

分野別施策としては、①で手話の普及ということで、対象分野ごとにそれぞれ施策を定めてはどうかと考えております。一つは地域、それから教育、企業、会社、行政といった分野で施策を定めていってはどうかということです。それから②の手話が使いやすい環境整備ということでは、共通的なものとして手話通訳者の養成・派遣事業の充実。聴覚障がい者相談事業の充実ですとか、聾学校における手話による教育の推進などがあるのではないかと。それから対象分野ごとの施策でいきますと、医療、介護、防災、交通、就労、雇用、行政、警察といった分野があるのかなと考えているところです。それから（7）として、こういった施策を進めていくということになるんですが、数字として目標を示すべきものと、数値目標が合わないものとあると思いますが、目標値を定めた方がいいものについては、目標値を定めていこうということです。それからスケジュール、今回はこのイメージに関して意見交換をさせていただきたいと思っております。協議会としては、7月、9月、12月といった形で開催できればと思っております。そしてその間にアンケート、パブリックコメントといったことをやりつつ、最終的には年末に計画案として取りまとめることができればと思っております。それから5番目のアンケート調査の実施ですが、計画案を策定するにあたって一般県民の方とか、ろうの方などにアンケート調査を実施してはどうかと思っております。一つ目の県民向けというのは、資料でつけている県政参画電子アンケートというのがあるのですが、手話への学習意欲、目標とする習熟度などを調査できればと思っております。特に先ほどのアンケート結果自体は条例が成立する前のものですので、そこからまた意識も変わってきているだろうと思っておりますので、まずこの一般県民向けのアンケートで、一般の方に手話を普及するための施策の参考にしたいと思っております。それから当事者、関係者ということで、ろう者ですとか手話通訳者、手話サークルの方などにアンケートを実施できればと思っております。やはり一番知りたいのは、手話とかろう者への理解が不十分で困ったこと、悲しかったこととか、逆にうれしかったこととか、そういったことをいろいろ教えていただければ、施策の参考になるかなと思っております。26年5月にアンケート項目を決定して、6月にアンケートを実施できればと思っておりますが、事務局としてはアンケートの項目自体は、今回のようにアンケートの項目を決めるためだけに全員に集まっていたかというよりは、もうちょっと手話に関係する委員さんにだけ集まってもらうとか、書面でこんなアンケートをしようと思うんですけどということでお示しをして、了解をいただいてアンケートをした方がいいのかなと思っております。ちょっと今考えているところでございます。それから、6その他として、1番目として計画は誰でも読みやすい表現として、文量を極力少なくするというのがございます。こういった計画、いろいろ書きたいことが増えてきて分量が多くなりがちですが、何十ページにもなると、あまり読んでもらえないという面もありますので、できるだけ短くまとめたいと思っております。それから計画自体は、ろうの人にもきちっと理解していただきたいというのがありますので、ろう者が手話表現した動画も、施策の内容を説明する動画をネットで公開したいと思っております。説明は以上です。

(石橋) ありがとうございます。先ほど事務局から鳥取県手話施策推進計画案について、説明がありましたけれども、この後は、皆さんと一緒に自由な形で意見交換ができれば思っております。質問も含めて遠慮なくご発言いただきたいと思います。スケジュールについてですけれども、これを見ますと今年の12月、それを目標にして計画を作っていくということで、段取りが進むようですので今回は特に自由な形で、意見を出してもらってイメージを固めていくというのが大切だろうとおもいます。皆さんどうぞ遠慮なくご意見のほうお寄せください。

(藤井) 教育現場のことをちょっとお尋ねしたいのですが、この手話ハンドブックを使って、例えばこれを生徒に配って教えるのは先生ですか。ろうの方もいらっちゃってミニ講習会も開かれるかも知れないんですけど、それは先生が教えられるんでしょうか。教えてください。

(石橋) 説明をお願いします。

(足立) お尋ねいただいた手話ハンドブックの活用の仕方ですけれども、実際学校現場では、学校のそれぞれの担任の先生であったり、先生がこれを使って子どもたちに教えるという形になります。現在聾学校の先生が、例えば学校を訪問して、これを使って子どもたちに手話を教えるということも。あるいは、ろうの方が学校を訪ねられてこれを使ってという形もありますけれども、基本的には普段子どもたちと接している担任の先生、あるいはその学校の先生がこれを活用して教えるという形が基本的なパターンだろうと思います。

(藤井) 小学校の先生は特になんですけれども、英語も教えなきゃいけない。手話も教えなきゃいけないということで、先生にとって負担が大きいのかな。重いのかなとちょっと心配しているのですけれど。それと個人的なことなのですが、保育園に勤めていまして、保育園の中でちょっと年長児とかに簡単な手話を教えているんですけど、一緒に生活していますので、何か行き会った時に「先生来てー。」とか「こんにちは、はこうだでなー。」とか言って手話表現してくれるんですよ。これって大事だなと思うんです。普段いつも同じ場所にいるところにいつ聞いても答えてくれる。正しい返事をしてくれる人がいるというのは、大事なことだなと思うので、学校の先生にもやっぱり基本的に正しい手話を覚えていただかないといけないのかなと思うんですけど、先生の負担も重いのかなってちょっと心配しております。

(石橋) お願いします。どうぞ。

(足立) 学校の先生の負担が大きいということも確かにそうだと思います。そういう意味で先ほどの予算の中でもありました手話普及支援員という形で実際に学校現場に入って手話を教えていただけるような方々を今、応募していただき、採用していきたいなと思っております。一方でやはり普段学校におられる先生方がやはり手話をキチンと教えられるということも重要でありますので、今回の予算の中ではそうした検定を受ける予算でありますとか、手話の通信講座を受けられる先生のそういった研修経費の助成といったことも予算の中に盛り込んで、学校で手話のできる先生を増やしていくということと合わせて、

子どもたちに手話を教える環境も整えていくとことで取り組みたいと考えておるところです。

(後藤) 今の補足ですが、前も話したかも知れませんが、今回も8人ほど新しく聾学校に来られるんです。その先生はすぐに手話を、明後日来ていただくんですけども、手話のテキストを買っていただいて、自分の名前を自己紹介できる、4月7日には生徒の前に行ってそこまで勉強しなさいとって、それから日々努力していきますので、同じように小学校中学校で、当然うちの小学校で英語も教えていますし、同じことをやっていますので、それはやっぱりそれぞれの先生ができるようなレベルまでもっていきたいなと思っていますので、忙しいけれども鳥取県の子どもたちを育てるためには、先生方もがんばっていただきたいと思っていますので。ただ取り組みによって、学校によって温度差がありますので、今回もまた本校から何名か教員が小学校、中学校、高校に出ますのでその先生が核になっていただいて、今回も出たら高校で手話を広めますという先生もいますので、それでどんどん広がって行けば、自然と広がっていくのかなという気もします。そういう協定じゃないですけども、協力校以外の先生でがんばってくれる方をどんどん作って行きたいなと思っています。

(石橋) ありがとうございます。今の教育面のお話なんですけれどもいろいろとお話ありましたが、例えば先生方に負担になって指導が十分にできるか不安に感じています、あと手話も十分に習得できるかという不安もそれは当然のことだと思います。今回のこの推進計画の中で、教育面において35年度を目標に段階的に進めていく、手話の指導ができる先生を増やす。正しい手話を習得できる先生を増やすというような具体的な施策をこの計画の中に盛り込んでいただいて、進めて行けたらいいんじゃないかと思っています。

(藤井) サークル活動をしていますと、地域にお住まいのろうの方も入っていただけるので、そういう方とはコミュニケーションできるんですけど。ほかの地域に住んでいらっしゃるろうの方とかをお呼びして、いろんな話を聞いたり、手話を学びたいと思うんです。今までは、個人的に交渉して来ていただくという方法しかなかったんですけども、これからどこか窓口を作っていただけたら、そこに申し込んだら誰かろうの方を呼んで来れるという窓口を作っていただくことはできないでしょうか。そういう窓口があるととてもありがたいなと。サークルだけではなくて、地域での行事でどなたかお呼びしたいなという時に、どこか窓口があるとありがたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

(石橋) お願いします。

(日野) ろうの方を呼ぶというような窓口というのは、例えば手話サークルでろうの方の昔の鳥取の手話を学びたいとか、公民館でこういうイベントがあつて、そこでろうの人に来ていただいて、日常の生活を語っていただくとかそういう意味での窓口といいますか。何らかの形の先生役になっていただくというようなイメージでしょうか。

(藤井) はい。

(日野) 例えば、今の仕組みでいいますと、企業さんとか団体さんとか、手話学習会なんかでや

るということは、できなくはないですけども。ただそれだと全部がカバーできるかという問題があって、そうですね。ちょっと検討させていただきたいと思います。どういう形がいいのか、即答しかねますのでちょっと宿題としていただきたいと思います。

(藤井) 企業から手話学習会を開きたい。講師を誰かというときは、今は県にお願いしているわけですか。

(日野) よくあるパターンは、県の方にまず手話学習会補助金の問合せがありまして、その中で県の方から例えばろうあ団体連合会さんと相談してみてくださいとか、ふくろうさんとか、そういった形でやるケースが県庁にはよく来ます。あとは独自に直接企業さんからそういったところに働きかけるみたいな、問合せみたいなものがあるのかなと思っています。

(藤井) では、直接県は関わっていないということですね。その講師に対して。

(日野) 例えば講師の方をどの方にしなきゃいけないとかそういった形で県がやっているわけではなくて、県は補助金を申請する時に、補助の対象になるかどうかというのを調べるのが最終的には県の役割ですので、そこには確実に関わります。ろうの方を派遣するところまでは、必須ではないということになります。

(藤井) わかりました。ありがとうございました。

(石橋) それでは、計画について何か皆さんからご意見、まだご発言のない委員がいらっしゃいますのでいかがでしょうか。ご遠慮なく何でもかまいませんので、どうぞお願いします。今西委員さん、どうでしょうか。

(今西) 分野別施策がメインかなと思うのですが。すいませんそのところで、はっきり私の中でイメージできていなくて、もう一度聞かせてください。対象分野別ごとに施策を定めるというふうに(6)の①に書いてあると思うんですが、ここに関して具体的にどういったことを、ということをおか事務局として持っておられるのかということと、②の対象分野ごとの施策ということで、アからオまであるんですけど、ここに関しても具体的にどこは、何かあれば教えてください。

(石橋) 事務局の方で説明をお願いします。

(秋本) 現在の施策としては、当初予算に出しているようなものになってしまうんですけど。地域における手話の普及ですと、ミニ手話講座をやっています、教育の場合ですと、さっきの予算にあったコーディネーターとか、学校の先生向けの助成とか。企業という場面ですと、企業の方で開催する学習会に対する助成といった形で、来年度の予算自体も条例を検討する中でいろいろご意見をいただいている、それを施策にしていっていったところがあるので、全然これに合っていないというわけではないですけど、もうちょっと先を見て、方向性を決めていったらいいのかなと思っの計画ということです。ですので、ちょっとまだ具体的にこれというのはありません、ご意見をいただければと思っています。

(石橋) はい。どうぞ。

(日野) 補足させていただきたいと思います。この計画は、10年後の平成35年度ぐらいまでを

見据えております。10年先の話というのは、正直もうしあげて計画的に10年先を見据える計画を作ったとして、実をいうと10年後どうなっているのかというのは確たることは言えません。ただ中長期的に考えてこういう世の中を目指していくべきだろうという理念を作って、それにふさわしいような数値目標がよければ数値目標を立て、それに向けて最初の3年間でここまで行って、次の3年間でここまで行ってという形でステップを踏んで行くのだと思います。途中で、3年後にやってみて最初の計画策定の段階でイメージしていた10年後の姿というものが今の実態からそぐわないということであればそれを変更したりして、3年後は、計画を達成するために施策が適切かどうか。それと計画、目標がそもそも妥当かどうかというチェックをしていく、微修正をしていくというタイミングになるのではないかと考えています。それで6番の分野別の施策のところでございますけれども、ここは先ほど秋本が申しあげたとおり、まさにここでご議論していただく必要があるのかなと覚っているところだす。それでいろいろ書いておりますけれども、県としては、基本的にこの計画は、県を縛る県の計画ですので、県がどういったことをやっていくのかということをもまずしっかりと押さえる必要があるのかなと。その中でもいろいろ分野別に見ると実をいうとかなり温度差がありまして、県としてやりやすいもの、例えば対象分野ごとでいうと5の行政・警察分野ですけれども。例えば、市町村さんをどうするかというのはあるんですが、県庁の組織としてとか、県警を含めてどうするかというところは、政策の実施主体と目標は一緒になるので、そこは非常に書きやすいところだと思っております。一方、例えば医療介護の分野とかもそうですし、地域とかもそうですけれども、こういったところは、施策を打っていくのは県という主体になります。ただその施策を受けて、例えば地域でいえば県民の方がどう動いてくれるのか、医療介護の分野であったら病院とか診療所の方々、福祉サービス事業所の方々はどう反応してくれるのかということにかかってくるので、書きぶりは非常に難しいのかなと。実際問題、県で全てできるわけではないので、そこを含めてちょっと考えていただく必要があるのではないかと覚っているところだす。今回2回目の協議会で、項目こんな感じでご意見をいただいて、今後アンケート調査を含めて、3回目のところでもう少しブレイクダウンして、こういったところを考えてみてはどうでしょう、こういった感じでやってみてはどうですかというものをお示ししていきたいなと思っております。ちょっと長くなりましたが以上でございます。

(石橋) 小松委員さんいかがでしょうか。

(小松) 先ほどのところで、私は、アの医療、介護分野という場面に当たりますので、今後積極的に協力させていただきたいと思っております。

(石橋) 続いて門田委員さんいかがでしょうか。

(門田) まず、県の説明を受けて情報がよくわかりました。予算の方は私の想像以上の予算がついていまして、おそらく事務局の方は大変ご苦労があったことだと思っております。あと推進計画案につきましては、これでいいと思っております。先ほど小松さんからありましたが、医療介護の分野の取り組みですけど。10年後になりますと、団塊の世代

が後期高齢者になると思います。それによって介護もそうですけど、医療の方も対象者も入院も外来もですけど増えてくると思うので、そこら辺の取り組みをしていかないといけないのかなと感じました。以上でございます。

(石橋) ありがとうございます。会長、石橋からの意見なんですけれども、医療介護分野について、私はとても関心を持っております。特に聞こえない高齢者のホームヘルパーですとか、施設職員について手話ができないという現状があります。コミュニケーションが取れないということは、実質独りぼっちになってしまいます。この独りぼっちをなくすことをそれぞれの医療機関、関係機関が理念に掲げてもらって対応していただくことが大事なことではないかと思います。聞こえない方にとって、手話で会話をするのは、とても楽しみという生きがいになってきます。ですので、例えば、デイ・ケアですとか、ケアホーム、ショート入所。ろう者でも楽しめる、コミュニケーションが取れるそういう環境整備がとても大事になってくると思います。コミュニケーションが十分取れない、孤独で寂しい、そういう形で人生を終えるのではなく、そのような考え方をキチンと計画に盛り込んでいただきたい、それを願っています。皆さんからご意見はいかがでしょうか。戸羽委員お願いします。

(戸羽) ろうあ団体連合会の行事で職場での情報保障を考える集いという行事があります。これは昨年から開始されました。今回2回目を実施して、その中で職場、働いているろう者からの意見がたくさんでました。そこでは、コミュニケーションがなかなかうまくいかない。言いたくてもなかなか言えないという気持ちのズレを持ちながら仕事に通っている、モチベーションがなかなか保てないというような、そういう気持ちで仕事を辞めたい、辞めざるをえないというような意見が出ました。そういう辛い、苦しいという意見が出ました。例えば職場での会議があります。そのときに通訳を頼んで情報保障をして欲しいと頼んでも、企業内の秘密だから通訳はできない、そういう声が幾つか出ていました。そうではなくて、いつでもどこでもろう者に情報保障を受けられるような施策を進めていただきたいと思います。就労分野についても、ろう者にとって働きやすい環境作り、これもぜひ含めていただきたいと思います。

(石橋) 小松さん。

(小松) 先ほど石橋会長さんの方から、今戸羽さんのほうからもお話がありましたけれども、現在私共の福祉サービスの中で、ケア会議を開催するに当たって、通訳の方ではなく、関係の方がご協力をいただいていると理解をしていますが、ケア会議の中に入って通訳をしてくださっています。やはり私たちは、サービスを提供する上で通訳をしていただかないと相互理解ができません。私たちが福祉サービスを提供する時に当然守秘義務を負っているのと同じことなので、やはり企業の中にも通訳の方に入っていて、情報共有を進めるのが本来だと思いますので、先ほどのご意見に賛成です。

(石橋) ありがとうございます。例えば、企業向けに手話通訳の補助ですとか、そういう制度を知ってもらうという取り組みも必要ですね。その辺りも施策に盛り込むような形、これはリーフレットを配布するという方法もあるかも知れません。そのような取り組みも大切

ではないかと思いました。何かほかにご意見ありませんか。

(国広) 先ほど、戸羽委員からは、企業秘密があるので通訳者は呼べない、ろうの方が職場で大変苦しんでいるという状況が出てきました。コミュニケーションが取れないというのは大変苦しいことだと思うんですね。手話通訳者は守秘義務を厳しく課せられています。守秘義務が守れない人は通訳者になれないと言っていいほどだと思います。そこで先ほど石橋会長が言われましたように、リーフレットなどを作成して、委員の中に労働局の方がいらっしゃいますので、キチンと企業に手話通訳者を呼んでもその企業の秘密は守れますと、そういうことを周知していただきたいと思います。本当にろうの人が職場でみんなと仲間になって企業の一員として働けるということは、とても大切なことだと思いますので、そういう意味でも是非ともリーフレット等を作って、手話通訳者は、守秘義務をキチンと守るということを周知していただきたいと思います。病院でもそうですし、介護場面もそうなので、それをろう者の人たちが、いつでもどこでもということ、当たり前なことなので、その辺を理解していただくためにも是非ともお願いをしたいと思います。

(石橋) 会長です。ありがとうございました。ほかには何かご意見はありませんか。オブザーバーの方もどうぞご遠慮なくご意見等どうぞお願いします。はい。そうしましたら私の方から。先ほど医療介護分野のお話で、ちょっと一つ忘れていたことがありました。ろう者が例えば訪問看護、在宅で看護師の方に来てもらって、いろいろ見ていただく。それはろうも聴こえる人も関係なく受けられることですが、コミュニケーションが成立しないわけです。家族の通訳であれば、家族の負担が次にのしかかってくるということで、家族に頼るということではなく訪問看護を受ける。そのときに手話で訪問看護を受けることができ、最後はご家庭で最後を迎えるという形が望ましいこともあるかと思えます。そのようなヘルパーを選ぶ事業所、また老人ホームですとかケアホームですとか、様々な施設を選択できる幅が、聴こえる方にはたくさんあるんですけども、ろう者の中ではそれを選択するということが限られています。ろう者が何かを選択しようとした場合、そのような施設が明らかに少ないんですね。できないということでどんどん選択肢が狭まってきます。そのような形ではなく、ろう者聞こえる方も関係なく、幅広く選択できる環境ができればと思います。サービスを選ぶ権利。その辺りも対等な形を目指して、計画を進めていくということが必要だと思うんですけども。その際には、理解、啓発事業というのも非常に重要になろうかと思えます。40歳以上になると、ろう者も聞こえる方も関係なく平等に介護保険料を支払っていきますよね。平等に介護保険料は支払われることになります。介護保険料に差がないのに、介護サービスに差が出てきているということは問題だろうと。ですので、鳥取県としてモデル的にそのような形、より良い形を示すことが重要かと思えます。実際に私たちろう者として心配していることは、平成27年に改正する介護保険制度ですね、この辺り非常に懸念しています。我々ろう者としては、非常に不安が大きなものです。この辺り鳥取県としてどのように向き合っていくのか。皆さんと一緒に考えていただければ幸いです。それとも

う一つ。実際この計画の考え方は、手話の普及。そして手話が使いやすい環境整備。この二つが大きな考え方で二本柱があると思います。実際に聞こえる方が手話を身に付けなければならないという取り組みの普及については、非常に良い取り組みだと思いますが、ろう者自身が手話を習得しきれないということも一つあるわけです。自分自身がろう者であるのに手話を習得する機会がないわけですね。ますますろう者は手話ができるし、聞こえる方も手話ができるしていくということで、普及は良いんですけども、むしろろう者でありながら手話が使えない方たちに対する、そういう環境がないということについても考えていかなければならないと思います。実際に中途失聴の方ですとか、手話を獲得する権利、それを守る環境整備についても大変重要な課題になると思っております。ですから共通した政策のところにはアイウとありますけれども、もう一つエを何かの形で、聞こえない方、ろう者以外で、手話を知らない、聞こえない方たちに対する手話の獲得の機会ですね。生まれてすぐ聴こえないとわかった時には、すぐ手話を獲得する機会を作るとか、そのあたり、両親が聞こえない子が生まれた際に何とか聞こえる子になって欲しいということで、人工内耳をすぐ装着するという考え方になりがちですけども、そうではなく、手話というものもあるんだということも情報提供できるような環境も考えていただけたらと思います。我々ろう者として、今まで非常に痛み、苦しんだ経験、悔しい経験、あらゆる経験の蓄積があります。その辺りのろう者の想いもやはり手話施策計画の中に盛り込んでいただきたい。平成 35 年度の今日、本当に安心して暮らすことができることが実感できれば良いと思います。そこに向けて我々委員がキチンと計画の中になにか事業施策を盛り込んでいく。そしてさまざまなオプションを付けて大きな計画ができたらと思っています。会長があまりペラペラしゃべりすぎて申しわけありません。ほかの方、委員の方、どうぞご遠慮なく意見を出してやってください。いかがですか皆さん。本日、労働局の方もお見えになっていらっしゃいます。お名前のほうが福田さん。労働の分野でのご意見がありましたので、手話通訳者に対する理解。啓発を促進するような取り組みについて、手話通訳には本来守秘義務が課せられているんだというお話もありましたけれども、労働局として今後何か考えていただけるようなスタンスはありますでしょうか。ご意見いただけたらと思います。

(浜川) 鳥取労働局職業対策課の浜川と申します。今日、福田の方はちょっと所用がありまして代理出席させていただきました。労働局の方で考えていることを説明させていただきます。手話通訳の守秘義務については、当然のことだと考えます。これまでもそういった説明をしてきておりますけれども、今後もしも指摘いただきましたように、周知のほうの対応もやらせていただきたいと考えております。あと現実的なお話ですが、労働分野で仕事が十分にできるということは、仕事ができるように指導していく取り組みが必要なわけです。このため、会社側でも一定の規模の事業所におかれては、手話ができるような体制作りに取り組んでいらっしゃる場所もあります。できればそういったような取り組みを応援できるような仕組みを強化していけば、より良い対応ができるのではないかと考えております。以上です。

(石橋) ありがとうございます。国広さん、この話を受けて何かありますか。

(国広) ありがとうございます。周知をしているといっても、先ほど戸羽委員からの話の中で、聞こえない方たちが苦しんでいる。コミュニケーションができず辞めざるをえない人たちが出てきている。そういう現状があります。そうすると現状をしっかりとつかまないと、今後ろうの人が安心して仕事ができるのかどうか、本当に仕事をするということは、生活をしていく上でとても大切なことだと思います。そういう面で周知をもっと強く、ただ単にしていますというだけではなく、本当にしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(石橋) 労働面、非常に重要な部分だと思います。労働者としては、ろう者も聞こえる方も関係ありません。ろう者がなかなか出世をしない。どんどん若い社員に追い抜かれてしまう。先に入社したにもかかわらず後から入った社員が、どんどん出世してしまうということで、結局ろう者がコミュニケーションを取れないがための評価基準で、決まっているということがあります。条例の意義は、やはりろう者と聞こえる方の格差を無くすということに尽きますので、企業の中でも同じような条件で働くということが必要だと思います。今回私、協議会の中で会長を務めさせていただいております。それと同じように企業の中でもろう者の中で課長、部長、そのようなポストに就くろう者が当然出てきて欲しいと思っているのですけれども。思い切った取組み、この辺りが労働の分野で必要ではないかと考えています。ほかに何かご意見ありませんか。どうぞ。

(国広) 8ページ。先ほど分野別施策でずっと手話の普及、手話が使いやすい環境整備のような話を聞いておりましたが。対象分野ごとの施策で、伊の防災分野の取組みについて、なんとなしにイメージはわかるようでちょっとよくわからないといいたいでしょうか。防災といいますが、パッと浮かぶのが消防署かなというような感じなんですね。つまり具体的に防災分野の取組みってどういうイメージをして考えていけばいいのか、そのヒントになれば、何かいただければと思うんですが。東部の場合は、ろう者と手話サークルと、全国手話通訳問題研究会という三者で協議をしていて、年1回防災学習会を開いています。そこには1市4町の行政の方にも出ていただいて、いろいろな防災の取組みについてお話を聞き、民生委員の方々に協力をしていただいて、学習会を開いています。平成26年度は他の県で実際に取組みをしていらっしゃる方に、ご講演をいただく予定にしております。聞こえない方々が、防災の取組みということで、何を盛り込んでいったらいいのか、どういふのを考えていったら県レベルとしてこの施策の中に盛り込めるのか何かヒントをいただければ、それでいろいろと考えていきたいと思うんです。逆質問のような形で大変申しわけないんですが、何かよろしく願いいたします。

(石橋) そうしましたらヒントをお願いいたします。

(日野) ヒントといいたいですが、一番念頭に置いているのは、やっぱり災害時の要援護者対策といいたいですが、避難の関係でございます。先ほど、国広委員がおっしゃったように防災学習会をされているということですが、ここちょっと非常に難しいところなんですが、災害時の要援護者の避難という話になると、基本的にはまず市町村になって、県はそれをバツ

クアップという役割になります。なので、その役割分担をどう整理するのかという話なんですけれども。ただ、広域的な災害が起こった場合とか後は、最近よく見るようになってきたのは、原子力。米子・境港の辺りで、どうやって避難するのか。それで避難所に行ってからどうするのか。東日本大震災を踏まえて、やっぱりろうの方非常に死亡率が高かったという話もあります。これ県議会でも議論になっておりますので。その辺りで次回ちょっとお示しをしようと思っておりますが、問題意識としてはやっぱりそういう災害時の要援護者対策というのは、念頭にということでございます。

(国広) ありがとうございます。次回を楽しみにしております。

(戸羽) 防災も非常に重要な部分です。防災に関連してですけれども、例えば地震がありましたね。愛媛県沖の夜中の深夜2時、3時くらいだったと思うんですけれども。地震で私も目が覚めました。そのとき、安心トリピーメールを登録していますので、地震発生後メールは来ましたが、20分後ぐらいに来ました。その前、一番早いのは、倉吉市が早かったですね。10分後ぐらいにまずメールが届きまして、やはり災害が起こった時、何かが起こった時には瞬時に、できればリアルタイムな形ですぐ発信できるような形の工夫を何かシステムの見直しになるかも知れませんが、考えていただきたい。やはり情報はすぐ入手できるような。そうすれば命も守られるということにもつながりますので、そのあたり情報を瞬時に入手できる工夫をお願いできればと思います。

(日野) 安心トリピーメールですけれども、担当はちょっと違う部局になりますが、確か震度5強だったか。そのぐらい以上の地震があった場合にはメールを送るという内規がありまして、実際に送るのは当直の職員がやっています。あの時間でしたので、寝ている時に地震が来て、起きて震度が5強かどうかを確認し、それからパソコンを使ってメールを作って送るという形でやっているはずなので、それでちょっと20分というぐらいの時間が経ったのかも知れないなと思っています。震度がもうちょっと高くなると、Jアラートとかああいうのが、来ますので、もっと深刻なものだったらたぶん瞬時に来るのだと思います。震度5強で鳥取県が確か3か4だったと思いますけど。ということでもう少し余裕があったのかなと思っています。いずれにしても情報を素早く伝達するのは重要なことですので、最近危機管理局なんかと、また少し議論を始めておりますので、必要な情報をしっかりと先方にも伝えてどうやっていったらいいのかというのを考えさせていただきたいと思います。

(戸羽) 防災で大事なところは情報アクセスです。実際と合わないかも知れませんが、ろう者には文字を読むことが難しい人もいます。なので、メールが送られて来てもその内容を十分によく理解することは、難しいかも知れません。リアルタイムに情報を瞬時に把握するという。手話通訳も。ちょっと現実から離れるかも知れませんが、何か手話で、映像で動画が配信されるということがあれば、タブレット端末を使って今どんな地震があったんだということが、すぐ情報がアクセスできるような、そのような取組みも非常に大切になるかなと思います。ちょっと現実問題できるかどうかわかりませんが、

(石橋) ほかに皆さんからご意見いかがでしょうか。

(藤井) 最近体験したことなんですけども、地域の防災訓練に参加させていただいて、そのときにろう者の方もいらっちゃって、昨年度も参加されたようなんです。地域で時間決まっていますよね。何時に地震が起きたという想定で集まってください、というのは知っておられて、昨年度はそのときまでに自分でスタスタと歩いて、集まる場所に来られたと。で、今年度はそれではいけないということで、近所で担当の方を決めて、声掛けがあってから一緒に来てくださいという方法をとりましたという説明があったんです。あ、本当にそうだなと思いました。練習だから取りあえず参加すればいいというんではなくて、実際に災害が起こった時にどう周りの人が動くか、ろうの人もどういう動きをしたらいいのかというのを本当に実践に即したようなことをしないと、意味がないなというのを体験しました。

(石場) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。防災の取組みについて、これからどんどん詰めて計画の中に盛り込んでいかないといけない課題と思います。それ以外に皆さんいかがでしょうか。残り 15 分になりました。

(国広) 予算全体にかかわるんですけど、25 年度補正予算から日本財団の補助があって、さまざまな事業を展開されています。26 年度もたぶん日本財団の補助があると思うんですが。私の質問の意図は、日本財団の補助が、いつぐらいまでなのかなと。そういう質問で申しわけないんですが、お聞きしておけば、例えば数値目標であるとか、そういうようなところにも関係をしてくるのではないかと思うので、お聞きしたいと思います。

(石橋) ありがとうございます。説明をお願いします。

(日野) もちろん県としては、できるだけ日本財団さんにご支援いただきたいというのが、本音なんですけども。永久に支援をいただくことは、当然ないと思っております。日本財団さんの支援がいつまでか。それが終了したあとどうなのかという話ですけども。まだ来年度予算がスタートしていない状態で、そういうような話をするのは、正直どうかなと思っておりますが、担当課といたしましては、やっぱり手話に関する施策。障がい者施策全般ですね。これは当然大事なものだ。必要なものだと思います。ですので、当然実績の上がっているもの、必要なものはしっかりと要求をしていくというのが基本スタンスだと思っております。ですので、日本財団さんの支援が無くなったとしても、大事なものはしっかりと予算要求をしていくというスタンスということは、ご理解いただきたい、当然実際に予算が非常に厳しい状況とかそれは当然起こりうると思うんですが、そういった先を見据えて事業縮小を盛り込むというのは、さすがに計画としてはどうかと思いますので、まずは必要な物。10 年先を見据えてどういう目標を立てて、それに向けて何が必要かというのをご議論いただいて、それに沿って担当課として、予算要求をしていくというのが、基本的な形かなと思いますので、ご理解いただきたいなと思います。

(石橋) いいでしょうか。

(国広) たくさん意見を出しました。ありがとうございました。

- (石橋) 皆さんほかにかがでしょうか。残り時間少なくなりました。では、戸羽委員お願いします。
- (戸羽) 予算について、5ページなんです。2の(1)です。その中の4番目の項目です。2の(1)の教職員の手話技能検定助成制度。このことについてお尋ねをしたいと思います。これは先生方皆さんに試験を受けていただかないといけない、義務になっているものなのか、あるいは勉強したい、試験を受けたいという方に受けていただくのか、どちらなのか教えていただけますか。私としては、皆さん義務として受けていただいた方が、手話も習得していただいで教育面に活かされるんじゃないかなと思いますけどどうでしょうか。
- (石橋) 説明をお願いします。
- (足立) 検定については、県立学校だけでなく市町村の学校の先生方も全てを対象として考えておりまして、義務にはしておりません。希望される先生方に対して助成をするということにしております。ただ、聾学校は全て義務で受けていただくという校長先生の方針であります。
- (後藤) 補足です。今言いましたように聾学校に来られたらやはり手話で学ぶわけでございますから、皆に今年4月から来られた人も10月の試験目指してがんばっていただきたいなと思っています。新たに隣の盲学校。寄宿舎に来年度の生徒が6名になりますので、そうすると今職員が16ですか。16名も全員受けたいと。自分たちの方から。非常に前向きな回答をいただいておりますので、どんどん広がっていけばいいかなと思います。
- (石橋) ありがとうございます。検定試験の事をお願いします。
- (国広) 全国手話検定試験。とてもたくさんの方が試験をされる予定になっていると先ほど戸羽委員が言われましたように、受験者が増えることはうれしいです。実は10月に開かれる検定試験は、個人個人が申し込むのは当然なんですけど、全国手話研修センターでは、団体受験ということを考えているようです。団体受験といいますのは、学校が対象のことが多いんですが、各級10名以上の受験者が確保できて、かつ会場が提供できる。そういう条件をクリアすれば団体受験ができるんですね。詳細につきましては、全国手話研修センターの方にお尋ねいただければと思います。情報提供でございます。
- (石橋) 情報ありがとうございます。
- (日野) ありがとうございます、参考にさせていただいて全国手話研修センターの方とも連絡を取らせていただきたいと思います。ありがとうございます。
- (後藤) 補足です。鳥取聾学校ですけども。高知聾学校が既にやっていますので、ですからできると思っていますので、またお願いしたいと思います。
- (石橋) わかりました。残り5分になりましたけども、お1人だけどうしても発言をしたいというご希望の方はいらっしゃいませんか。なければ最後に何か事務局の方から今回の意見交換を踏まえて何かお話をいただけないでしょうか。
- (松田) 本当にいろいろなご意見をありがとうございます。今日は分野別の部分でも具体的なことをお示しせずに、これだけはどうしても入れて欲しいということを中心にお伺いを

したところです。この次には、委員さんも楽しみにしていただけるように項目を立てて具体的にもまたご相談をしたいと思えます。それから防災の関係でございましたけれども、やはり個別に避難という段になった時には、市町村さんの方、地域と一緒に避難という体制を取っていらっしゃるけれども、研修会でありますとか、そのほかの訓練などから積極的にかかわっていただくのが一番ありがたいと思っておりますし、いざ災害という時に素早い情報の提供、それから素早い声掛け、あるいは例えば企業であればどういう設備があるだとか、そういうさまざまなことが防災の面だけでもさまざまな項目で盛り込んでいくことが必要になってくると思っておりますので、分野別でいろいろな項目が出てこようかと思えます。ぜひアンケート調査の方、少し先になりますけれども、これからのスケジュールは、またご相談をしながらどの話し合いが、先がいいかとか。そういうこともまたご相談をさせていただき、積極的なご意見をいただきながら進めて行きたいと思っております。本日はご意見をありがとうございました。

(石橋) ありがとうございました。連絡事項はいかがでしょうか。ないということですので、今年度、手話施策推進協議会はこれで終わりにしたいと思えます。続いてはアンケートについては、関係者だけで話し合いになると思えますけれども、次は7月に皆さんにお集まりいただきたいと思えます。本日は皆さんありがとうございました。